

令和3年12月建設経済常任委員会の概要について

○防災協力農地の取組について、防災政策課とどのような連携をしているか？

防災安全部に対し必要な面積を確認しているが、あればあるだけ必要と言われている。どのエリアに設定するのかなどについては、今後、協議を進めていく。

(それぞれの役割)

農業水産課：都市農業が持つ災害時の防災空間としての機能を発揮することで、農業に対する都市住民の理解を深めるとともに、災害時における避難場所や仮設住宅建設用地として確保を推進

防災政策課：避難者想定や避難場所の確保

○令和3年度新規就農者について、現状と今後の見込みは？

5月・11月の審査会で7名が就農しており、3月に9名が審査会を予定している。

○専業農家の所得の想定は？

新規就業者の場合は、就農から5年間で250万円、その後、認定農業者として年間所得650万円を目指すような計画を立てていただき、その取組に対し支援を行っていく。

○年間所得650万円を目指す上での取組は？

営農のタイプによって変わってくるが、農地の斡旋等の規模拡大に必要な支援など。

○年間所得650万円の達成状況は？

現状、認定農業者は約100名。農業所得650万円はかなりハードルが高いため、今後は、法人化による規模拡大や従業員を雇用するような農業が主流になってくるものと考えている。

○法人化により固定費がかさむが、法人化以外の考え方はあるか？

本市で一番多く行われているのは家族経営で、農業所得650万円を目指すとなると、労働力の問題が出てくるため、農福連携や営農ボランティアといった形で支援を行っていきたいと考えている。

○女性目線の商品開発について、どのような動向を見て、どのような商品、品種で進めるようとしているのか？

農林水産省は、女性の能力を生かした経営体は販売金額が大きく、多角化も進む傾向にあるとして、女性農業者の知恵やアイデアと企業を結びつけ商品開発等を行う取組を進めている。具体的な商品等につきましては、今後検討していく。

○認定農業者について、高齢化が進む中での現状は？

現状、認定農業者は102名と、令和2年度末時点から5人の減少となっている。農業経営の安定化に向け、自ら経営改善に取り組む認定農業者を増やす取組は必要と考えるため、認定農業者になることのメリットを周知するなど、認定農業者の取組を進めていく。

○担い手について、高齢化の中で、認定申請手続のデジタル化の推進となっているが、親身にパソコン操作から手伝うような人が必要となるのではないか？

農業者が行う法令に基づく認定申請手続等について、農林水産省が所管する法令に基づく申請等をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービスの導入を検討している。本申請サービスでは、端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、JA等の支援機関による代理申請も可能となっている。

○デジタルボランティアのような支援者を育てる取組は行っているか？

デジタルボランティアについては想定していないが、援農ボランティア養成講座を実施している。援農ボランティアから就農した方もいるため、後継者となる方が育つよう取り組んでいきたいと考えている。

○有機農業の取組面積の拡大について、取組の中で商品情報の普及や情報面での支援者づくり、産地農業者と直接触れ合えるイベント等の取組は？

商品情報の普及、情報面での支援者づくりについては、市の広報やホームページなど様々な媒体を活用して実施していく。農業者と直接触れ合えるイベント等については、現在、実施している収穫体験講座で有機農産物を対象にする予定でいる。また、市庁舎前での農水産物の販売においても、有機農業者に出店していただくなど、生産者と消費者が直接触れ合える機会を増やすよう取り組んでいく。

○有機農業者や有機野菜を扱う小売店などへの経済的支援は？

現在、環境保全型農業直接支払交付金として支援を行っているが、今後、国から新たな補助メニューが出るのが想定されるため、国、県の動向を注視して有機農業者へ情報を提供していきたいと考えている。また、有機野菜を扱う小売店等につきましては、藤沢産農産物が購入できる場所としてPRを行っていく。